(目 的)

第 1 条 この要綱は、淀川左岸水防事務組合水防団体共済制度に関する条例及び水防団 員共済会(以下「共済会」という。)規約に定めるもののほか、淀川左岸水防事務組合 補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めることを目的とす る。

(補助事業及び補助率)

- 第 2 条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、水防団員共済会規 約第16条に掲げる給付事業とする。
- 2 補助金の対象となる経費は、前項に定める給付事業経費及び給付金支給にかかる事務 費のうち郵送料及び振込手数料とする。
- 3 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で前項に定める経費の2分の1に相当する額とする。

(交付申請)

第 3 条 共済会は、水防団員共済会補助金交付申請書(様式第1号)に収支予算書及び管理者が必要と認める書類を添付し、事業年度開始後 30 日以内までに、管理者に提出しなければならない。

(交付決定及び交付の時期)

- 第 4 条 管理者は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、 必要に応じて行う事実確認調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目 的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助 金の交付を決定したときは、水防団員共済会補助金交付決定通知書(様式第2号)によ り共済会に通知するものとする。
- 2 管理者は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、 理由を付して、水防団員共済会補助金不交付決定通知書(様式第3号)により共済会に 通知するものとする。
- 3 管理者は、補助金の交付の申請が到達してから 20 日以内に当該申請に係る補助金の 交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 4 共済会は、同条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内での交付を管理者に請求するものとする。
- 5 管理者は、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金の全部、又は 一部を概算払いにより交付するものとする。

(申請の取下げ)

- 第 5 条 共済会は、前条第1項の規程による通知を受領した場合において、当該通知の 内容に不服があり申請を取り下げようとするときは、水防団員共済会補助金交付申請取 下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。
- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算

して10日とする。

(補助事業の変更等)

- 第 6 条 共済会は、補助事業の内容等の変更(軽微な変更を除く)をしようとするとき は、管理者に対し申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更のない場合に 限る。
- ①給付手続の変更
- ②給付方法の変更

(補助事業等の適正な遂行)

第7条 共済会は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第 8 条 管理者は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、共済会に対して報告を求め、職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

- 第 9 条 共済会は、補助金実績報告書(様式第5号)を補助事業終了後、速やかに管理者に提出しなければならない。
- 2 補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。
- ①事業実施報告書(様式第6号)
- ②収支決算書(様式第7号)
- ③その他管理者が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 10 条 管理者は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の調査により、当該報告に係る補助事業が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、剰余金が生じた場合、補助金返納命令通知書(様式第8号)により共済会に通知するものとする。

(補助金の精算)

- 第 11 条 共済会は、概算払により補助金の交付を受けたときは、補助金精算書(様式第 9 号)を当該補助事業年度の完了後 10 日以内に提出しなければならない。
- 2 共済会は、前項の精算書の審査により剰余又は不足が生じた場合、剰余金は管理者が交付する納付書により返納し、不足の場合は速やかに不足額に係る請求をしなければならない。
- 3 管理者は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、速やかに当該請求に 係る補助金を交付するものとする。

(状況報告書)

第 12 条 共済会は、管理者から補助事業の実施内容等について報告を求められたときは、 補助事業の遂行に関する報告書(様式第 10 号)を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 13 条 管理者は、共済会が補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助

金の交付の条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 共済会は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該 取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、管理者が交付する 納付書により返納しなければならない。

(帳簿等の整備)

第 15 条 共済会は、補助金の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第4条第 1 項の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。